

2025年（令和7年）11月4日

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役社長 久須 勇介 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

担当：司法書士 茂木昌子

TEL : 078-371-1721 FAX : 078-371-1712

## 再 質 問 書

先般、当法人より貴社に対して、2025年（令和7年）6月23日付質問書（以下「本件質問書」といいます。）を送付したところ、貴社より2025年（令和7年）7月16日付の回答書（以下「本件回答書」といいます。）を受領いたしました。ご対応いただきありがとうございますございました。

本件回答書の内容を踏まえて、確認させていただきたい点がございいますので、下記のとおり再度質問をさせていただきます。たびたびの質問となり恐縮ですが、本書面到達の日の翌日から1か月以内に、当法人事務所まで文書をもってご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本件に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

## 記

本件回答書において、貴社は、精神障がい者割引の適用については、「弊社と連絡運輸の取り扱いをする他社線との範囲内でご乗車いただく営業キロで判断する制度」であり、阪神線（本線・阪神なんば線・武庫川線の3線）や神戸高速線

を発駅とした場合には、営業キロが101キロ以上となる区間はないとご説明されています。また、具体的な取扱区間として例示いただきましたのは、いずれも連絡運輸を発駅とし神戸高速線を経由して連絡運輸を降駅とする区間であり、発駅と降駅のいずれもが連絡運輸の駅でした。そのため、阪神線を経由または降駅とする場合の割引の適用等についてやや疑問が生じたので、以下の4点につきまして、再度ご質問させていただきます。

- (1) 連絡運輸を発駅とし、阪神線（本線・阪神なんば線・武庫川線の3線）を経由して、連絡運輸を降駅とする経路で営業キロが101キロ以上となる区間は存在するのでしょうか。もしあるならば具体的な区間をお示ください。
- (2) 連絡運輸を発駅とし、阪神線または神戸高速線を降駅とする場合で、営業キロが101キロ以上となる区間は存在するのでしょうか。もしあるならば具体的な区間をお示ください。
- (3) 連絡運輸を利用せず阪神線及び神戸高速線に乗車した場合にも、介護者なしの精神障がい者が割引制度の適用を受けられるよう、割引条件を変更（例えば101キロ以上の距離を短縮）するご予定はありますか。
- (4) 貴社ホームページにおける精神障がい者割引制度の説明に、介護者がいない場合は連絡運輸を利用しなければ101キロ以上にならないこと、阪神線のみ利用では101キロ以上にならないことを明記するお考えはありますか。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

以上